

神奈川県立こども医療センター広告掲載要綱

(目的)

第1条 この要綱は、神奈川県立こども医療センター（以下「センター」という。）の資産を広告媒体として活用し、広告収入による新たな財源を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 次のセンターの資産のうち広告掲載が可能なものをいう。
 - ア センターの印刷物
 - イ センターのホームページ
 - ウ その他センター総長（以下「総長」という。）が適当と認めるもの
- (2) 広告主等 広告主又は広告代理店をいう。
- (3) 広告掲載 広告媒体に広告を掲載又は掲出することをいう。

(広告主等の資格要件)

第3条 広告掲載をすることができる広告主等は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者
- (2) 神奈川県指名停止等措置要領（平成18年4月1日施行）に基づく指名停止期間中の者
- (3) 広告主等で、神奈川県指名停止等措置要領別表第1、第2又は第3の措置要件に該当し、かつ、同表に定める期間にある者（前号に掲げる者を除く。）
- (4) その他広告掲載させることが適当でないと総長が認める者

(広告の範囲)

第4条 広告掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないことに鑑み、広告の内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

2 総長は、前項に定める広告の範囲に関する基本的考え方にのっとり、次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張に関するもの
- (6) 個人又は法人の名刺広告
- (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (8) 公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの
- (9) その他広告掲載する広告として適当でないと総長が認めるもの

3 総長は、前項の基準のほか、広告媒体の性質に応じて、広告の内容、デザイン等に関する個別の基準を定めることができる。

(広告の規格等)

第5条 広告の規格、掲載位置等は、事務又は事業に支障を及ぼさず、かつ、広告媒体とするセンターの資産の用途又は目的を妨げない範囲において、それぞれの広告媒体に応じて総長が別に定める。

(広告募集方法等)

第6条 広告の募集方法、予定価格、選定方法等については、当該広告に係る広告媒体に応じて総長が別に定める。

(審査機関)

第7条 広告媒体に掲載する広告等について疑義が生じた案件については、センター機種等選定会議で審査する。

(広告掲載の中止)

第8条 センターは、広告掲載中の広告について、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該広告掲載を中止することができる。

- (1) 広告主等が第3条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (2) 広告が第4条第2項各号のいずれかに該当することとなったとき。

(実施細目)

第9条 この要綱の実施に関し必要な事項は、総長が定める。

附則

この要綱は、平成24年2月20日から施行する。